

令和6年4月

相談・通報窓口の設置について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、本協会業務につきまして種々ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2022年度に発生した塗料認証の不適切行為に対する再発防止対策の一環として、本協会ホームページの問い合わせページに「認証に違反しているのでは？と思ったときの相談窓口」を別添のとおり設置しました。これは、水道法に違反する行為や認証に対する不正に関して、本協会へ通報を行い易く、不適切行為を行い難い環境を整えることを目的としています。

ご不明な点がございましたら、下記担当までお問い合わせ下さい。

記

1 窓口と相談・通報内容

品質認証センター TEL：03-3264-2736 E-mail：center@jwwa.or.jp

「認証に違反しているのでは？」と思ったときの相談、品質確認実施工場において不適切な行為を発見した場合の窓口になります。

ご連絡は電話又は書面でお願いいたします。

匿名も可能として通報した方の秘密は守ります。

2 通報を行う際の様式と掲載場所

本協会ホームページ→品質認証事業→認証の規則類→メニューの様式集

→順：37 様式No.：4-13 様式名：公益通報書 改正No.：制定(2024.2.22)

担当：品質認証センター品質管理課

TEL：03-3264-2736

E-mail：center@jwwa.or.jp

別添 相談・通報窓口の設置場所

<本協会ホームページトップ画面 <http://www.jwwa.or.jp/top/index.html>>



<お問い合わせ内 http://www.jwwa.or.jp/top/index_category_06.html>



<検査・認証違反を見つけたら内 <http://www.jwwa.or.jp/inquiry/illegal.html>>

